

○ 土地改良区の事業型態別分類（作成要領第 1 の10関係）

1 解散が予定されている土地改良区

- 「A型」 団体営土地改良事業（工事）のみを施行し、造成又は改良施設の維持管理は、市町村又は集落等他の者が担当しているため、現在においては土地改良区としての事業がなく、長期借入金等の返済業務のためにのみ存続している土地改良区
- 「B型」 団体営土地改良事業（工事）のみを施行し、造成又は改良施設の維持管理は、市町村又は集落等他の者が担当しているため、現在においては土地改良区としての事業がなく、かつ長期借入金もないので解散する予定であるが、その諸手続のみが遅れて存続している土地改良区
- 「C型」 団体営土地改良事業（工事）を現在施行中であるが、工事が完了すれば長期借入金の返済業務のためにのみ存続しなくなるとなる土地改良区
- 「D型」 団体営土地改良事業（工事）を現在施行中であるが、工事が完了すれば長期借入金がなく、また今後も借り入れる予定がないので、直ちに解散する予定の土地改良区
- 「E型」 その他特別の事由により解散すべき土地改良区

2 解散が予定されない土地改良区

- 「F型」 国、県又は機構営土地改良事業の地元負担団体として設立された土地改良区で、国、県又は機構営土地改良事業が施行中であるため団体営土地改良事業（工事）の施行又は維持管理を行う段階に至っていない土地改良区
- 「G型」 国、県又は機構営土地改良事業（完了したものを含む。）の地元負担団体である土地改良区で、団体営土地改良事業（工事）の施行又は維持管理を現に行っている土地改良区
- 「H型」 F型及びG型以外で、土地改良施設の維持管理のみを行っている土地改良区
- 「I型」 F型、G型及びH型以外で、団体営土地改良事業（工事）を行い、かつ維持管理を行っている（行う予定のものを含む。）土地改良区